

# 仕 様 書

## 1 件名

令和7年度企業変革・スタートアップ・グロースサポート事業運営等業務委託

## 2 目的

北九州市が、令和6年3月に策定した「北九州市基本構想・基本計画」では、経済成長率、地価上昇率、雇用者報酬等が、政令指定都市の中でワーストレベルにあり、新たな政策展開が喫緊の課題となっている北九州市において、経済成長を最優先課題に位置付け、「稼げるまち」を実現していくこととしている。

この「稼げるまち」を実現するため、令和6年3月に策定した「北九州市産業振興未来戦略」では、

- (1) 地域企業の成長・発展と高付加価値化戦略
- (2) 産業の裾野を広げる成長産業創出戦略
- (3) 「民」が主役の資源活用戦略

の3つの戦略を掲げ、

『世界を先導する「グリーン×テック シティ Kitakyushu」』

～課題解決先進都市への挑戦～

をスローガンに取り組んでいくこととしている。

スタートアップは、優れた技術や斬新なビジネスアイデアを有し、その機動性・柔軟性の高さから、経済成長及び課題解決のメインプレイヤーとなる大きなポテンシャルを秘めており、そうしたスタートアップを生み出し成長させるため、企業変革・スタートアップ・グロースサポート事業(以下「本事業」という。)による支援を行う。

## 3 定義

本事業における用語の定義は、以下のとおりとする。

### (1) スタートアップ

次のいずれにも該当する企業をいう。

- ① 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業に該当しないこと
- ② 法人格を有すること
- ③ 設立してから15年以内であること
- ④ 株式市場に上場していないこと

- ⑤ 新しい技術の活用又は斬新なサービス等、新規性がある事業を、加速度的に拡大する志向を持っていること

(2)市内スタートアップ

次のいずれかに該当する企業をいう。

- ① 法人登記簿上の本社又は本店が、北九州市内にある企業
- ② 主たる事業所が、北九州市内にある企業

(3)市内企業

次のいずれかに該当する企業をいう。

- ① 法人登記簿上の本社又は本店が、北九州市内にある企業
- ② 北九州市内に、事業活動を行う拠点が有り、かつ、常勤の従業員を雇用している企業

4 事業内容

本事業は、市内スタートアップによる研究開発・実証又は事業展開に対して資金支援・伴走支援を行う市内スタートアップ成長支援プログラムと、市内又は市外スタートアップによる行政課題の解決又は市内企業との協業に対して資金支援・伴走支援を行うイノベーション支援プログラムから構成されている。

※ 記載の金額は、全て「消費税額抜き」の金額とする。

企業変革・スタートアップ・グロースサポート事業 〈事業スキーム〉

- ✓ 市内スタートアップに特化した、研究開発・実証、事業展開に対する資金支援・伴走支援を行う成長支援プログラム
- ✓ スタートアップによる行政課題の解決や市内企業との協業に対し資金支援・伴走支援を行うイノベーション支援プログラム



## (1)市内スタートアップ成長支援プログラム【新規採択分】

### ① 研究開発・実証枠

市内スタートアップによる研究、製品・サービスの開発・改良又は実証実験等に対する資金支援・伴走支援を行う。

#### ア 支援対象者

未実装の製品・サービスの研究開発・実証を希望するシード期の市内スタートアップ  
(1社程度)

イ 支援額 総額500万円(令和7年度)

(1社につき1年度あたりの上限額を500万円とし、1社程度を支援)

### ② 事業展開枠

市内スタートアップによる製品・サービスのプロダクト・マーケット・フィット(PMF)のための活動等に対する資金支援・伴走支援を行う。

#### ア 支援対象者

実装された製品・サービスのPMF達成を希望するアーリー期の市内スタートアップ  
(1社程度)

イ 支援額 総額1,000万円(令和7年度)

(1社につき1年度あたりの上限額を1,000万円とし、1社程度を支援)

## (2)イノベーション支援プログラム【新規採択分】

### ① 行政課題解決枠(一般枠・フェムテック枠)

北九州市が設定した課題を解決するためのスタートアップによる研究、製品・サービスの開発・改良又は実証実験等に対する資金支援・伴走支援を行う。

#### ア 支援対象者

行政課題を解決する技術・サービスを持つ市内又は市外スタートアップ(3社程度)

イ 支援額 総額1,000万円(令和7年度)

(一般枠は1社につき1年度あたりの上限額を400万円とし、1社程度を支援。フェムテック枠は1社につき1年度あたりの上限額を300万円とし、2社程度を支援。)

### ② 市内企業協業枠

市内企業との協業によるオープンイノベーション又は生産性向上を目的とした、スタートアップによる研究、製品・サービスの開発・改良又は実証実験等に対する資金支援・伴走支援を行う。

#### ア 支援対象者

市内企業が協業を希望する市内又は市外スタートアップ(2社程度)

イ 支援額 総額800万円(令和7年度)

(1社につき1年度あたりの上限額を400万円とし、2社程度を支援)

### (3)各プログラム共通

① 助成率 10分の10

② 対象経費

土木・建築工事費、機械装置等製作・購入費、研究開発費、消耗品費、保守・改造修理費、外注費、その他経費

③ 支援期間 最大2年間(令和7・8年度)

※ 令和8年度については、当該年度における予算の成立をもって確定するため、場合によっては支援期間・支援額の縮減があり得る。

## 5 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 6 委託内容(概要)

本業務では、以下のスタートアップ支援に係る取組を委託する。

なお、資金支援の額は、委託料に含まれるものとする。

(1)令和6年度に採択したスタートアップ(10社)に対する資金支援・伴走支援

【2年目継続支援】

※ 資金支援の額は、10社で総額 4,249.2 万円とする。

(2)令和7年度に、公募・審査の上、新たに採択するスタートアップに対する資金支援・伴走支援

※ 採択数は7社程度で、資金支援の額は総額 3,300 万円以内を想定している。

なお、各プログラムにおける各支援枠に記載の採択社数は、あくまで目安であり、スタートアップ公募の際に、応募者から提出される見積書の金額に応じて、支援額(総額)の範囲内で可能な限り採択する。

また、応募状況に応じて、各支援枠を越えた、支援額・採択社数の調整を可能とし、柔軟に対応することとする。

## 7 委託内容(詳細)

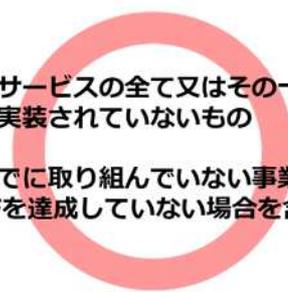
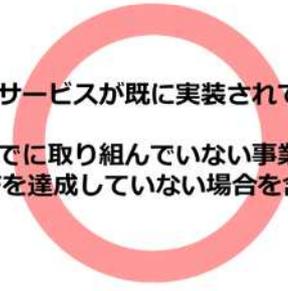
### (1)市内スタートアップ成長支援プログラム及びイノベーション支援プログラム

#### ① 支援対象となるスタートアップ

##### ア 両プログラム共通

- ・ スタートアップであること。
- ・ 令和7年度に新たに採択するスタートアップについては、過去に本事業において採択されたことがないこと。
- ・ 本事業における取組と同一のものに対し、本事業以外で、国や自治体からの委託及び助成等を受けていないこと。また、本事業の支援期間中は、受ける予定がないこと。
- ・ 新規性を有する取組を行うこと。なお、新規性の考え方は、以下のとおり。

### 「新規性」の考え方

		スタートアップの事業領域	
		新規	既存
スタートアップの技術・サービス	新規	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術・サービスの全て又はその一部の機能が実装されていないもの</li> <li>・ これまでに取り組んでいない事業領域 (PMFを達成していない場合を含む)</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術・サービスの全て又はその一部の機能が実装されていないもの</li> <li>・ これまでに取り組んだことがある事業領域</li> </ul>
	既存	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術・サービスが既に実装されているもの</li> <li>・ これまでに取り組んでいない事業領域 (PMFを達成していない場合を含む)</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術・サービスが既に実装されているもの</li> <li>・ これまでに取り組んだことがある事業領域</li> </ul>

#### イ 市内スタートアップ成長支援プログラム

- ・ 採択初年度のうちに、市内スタートアップの要件を満たすこと。  
 なお、少なくとも支援期間中は、要件を満たしておく必要がある。

#### ウ イノベーション支援プログラム

- ・ 既に売上を計上している製品・サービスを有すること。

※ 採択後、支援期間中に支援の要件を満たさなくなった、又は、応募内容に虚偽があった場合等、支援の要件を満たしていないことが明らかになった場合は、採択を取り消すとともに、資金支援を既に行っている場合は、資金を返還させること。

## ② スタートアップの公募

両プログラムによる支援スタートアップの選定方法は、公募型プロポーザル方式によるものとする。

これを実施するにあたり、以下のとおり、広くスタートアップを公募すること。

ア 公募要領、応募様式、審査要領、審査基準(※)及び採択までのスケジュール等の採択に必要な資料を作成すること。

※ 北九州市認定ベンチャーキャピタルが出資するスタートアップに対しては、審査の際に評価を加点するものとする。

イ 北九州市のスタートアップ支援オリジナルウェブサイト、プレスリリース及びSNS等の様々な広報媒体を活用して、スタートアップを募集すること。

ウ スタートアップ、北九州市認定ベンチャーキャピタル及び市内企業(「市内企業協業枠」関連)等を対象とした、公募説明会を開催すること。また、問い合わせ及び相談に対応すること。

エ スタートアップからの応募書類を取りまとめ、記載事項及び書類の不備等を確認すること。

## ③ スタートアップの審査

ア 審査方法・審査スケジュールを企画し、北九州市に提案すること。

イ 審査委員の候補者を、北九州市に提案すること。

ウ 審査委員及び応募者との連絡調整を行うこと。

エ 審査委員会を運営すること。

オ 審査委員へ、報酬及び旅費を支払うこと。

## ④ スタートアップの採択

ア 審査委員会の結果を受けて採択したスタートアップに対し、その旨を通知すること。

イ 採択したスタートアップから、採択する要件を満たすことを証する資料を徴すること。

## ⑤ スタートアップへの資金支援

ア 採択時に決定した資金支援の額を、各スタートアップへ、取組の事前又は事後に支払うこと。

イ 資金支援に係る経費が適切に執行されているか、少なくとも2か月に1回以上、スタートアップへ確認すること。

ウ 資金支援の対象経費は、本事業に係る取組に対するものとし、原則として、採択初

年度又は2年度目のそれぞれ採択日から2月末までに発生した経費を対象とする。

また、令和6年度採択(2年目継続支援)分及び令和7年度新規採択(1年目支援)分の精算処理を行うこと。

#### ⑥ スタートアップへの伴走支援

ア 本事業に係るスタートアップの取組が円滑に実施できるよう、スタートアップのニーズを把握し、実証フィールドの提供・調整、関係者との調整、企業等とのマッチング、人材採用、販路開拓及び相談対応・助言等の伴走支援を行うこと。

イ 北九州市のスタートアップ支援オリジナルウェブサイト、プレスリリース及びSNS等の様々な広報媒体を活用し、本事業の広報活動を行うこと。

ウ スタートアップによる取組が計画どおりに実施されているか、少なくとも2か月に1回以上、スタートアップへ確認すること。

#### ⑦ 経費執行・事業進捗モニタリングの実施

ア 上記に記載した、スタートアップの経費執行及び取組の実施に係る進捗確認については、少なくとも2か月に1回以上、対面又はオンラインにてヒアリングを開催し進行すること。

イ ヒアリングの実施にあたっては、事前にスタートアップから経費に係る一覧表及び資料(見積書・仕様書・契約書・実施証明・請求書・支払証明等)を徴し、内容を確認した上で修正事項があれば、ヒアリングの際に指摘すること。

ウ スタートアップの取組の進捗についてはもちろん、経営、人材採用、技術、サービス及び資金調達等のその他の事項についても助言すること。

#### ⑧ 2年度目支援の更新手続

ア 令和7年度に新たに採択したスタートアップに対し、採択初年度内に、2年度目の支援の希望の有無を確認すること。

イ 2年度目の支援を希望するスタートアップから、事業計画及び必要な資金の見積を徴すること。

ウ 北九州市と協議の上、2年度目の支援の要否及び資金支援の額等を決定し、スタートアップへ通知すること。

### (2) スタートアップ機運醸成イベント「WORK AND ROLE」への協力

北九州市では、毎年度、本事業を含む北九州市のスタートアップ支援事業に採択されたスタートアップの成果報告会を兼ねたスタートアップ機運醸成イベント「WORK AND ROLE」を開催している。

本イベントへ、本事業に採択されたスタートアップが登壇し、成果報告(ピッチ)及びブース展示等を行うにあたり、本イベントの実行委員会からの指示に従い、スタートアップとの

連絡調整及びピッチ資料の取りまとめ・確認を行うとともに、イベントスタッフとして従事すること。

## 8 成果物

### (1)月次報告書

月1回程度、委託業務の進捗状況をまとめ、北九州市へ共有すること。

### (2)最終報告書

業務内容を報告書にまとめ、北九州市へ提出すること。

提出物 印刷物 2部

電子媒体 1部

## 9 納入場所

産業経済局 未来産業推進部 スタートアップ推進課

(北九州市小倉北区内1番1号)

## 10 業務履行にあたっての留意事項

(1)受託者は、業務上知り得た情報については守秘義務を負うこと。

(2)本業務により作成した報告書等の著作権、著作権は北九州市に帰属するものとし、北九州市の承諾なく、他に公表、貸与、使用してはならない。また、報告書作成にあたって他の個人・団体等の資料を引用する場合、著作権者の了解を得なければならない。

(3)北九州市が提供する情報・資料等について、北九州市の許可なく第三者に流布することのないこと。

(4)仕様書に定めのない事項、または業務履行中に疑義が生じた場合は、その都度、北九州市と協議し、指示に従うこと。